

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年2月3日認可した。

令和3年2月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）上植松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）清水池地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大造地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）向本庄1地区